

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 ダンテック
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1441-1

2. 指名停止措置期間

平成26年12月24日から平成26年4月23日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

国立循環器病研究センターが発注した複数の情報ネットワークシステム運用・保守の業務委託契約で、(株)ダンテックに入札情報を漏らすなどしたとして、官製談合防止法違反などの疑いで、国立循環器病研究センターの元情報統括部長と受注側の(株)ダンテックの代表取締役及び従業員が、平成26年11月18日に逮捕された。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については4ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

(公契約関係競売等妨害又は談合)

- 10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070